

(令和6年8月1日現在)

## 介護老人福祉施設みのぶ荘 重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。

(介護保険事業所指定番号：1970700058)

当施設はご契約者に対して介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

※当施設への入所は、原則として要介護認定の結果「要介護3」から「要介護5」と認定された方が対象となります。「要介護2」又は「要介護1」の方は、条件に適合した場合にのみ特例入所が可能になります。



## 1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人身延山福祉会
- (2) 法人所在地 山梨県南巨摩郡身延町梅平2483番地122
- (3) 電話番号 (代表) 0556-62-3131
- (4) 代表者 理事長 浜島典彦
- (5) 設立年月日 昭和55年10月13日

## 2. 事業所の概要

- (1) 施設の種類 介護老人福祉施設  
昭和56年4月8日開設認可(山梨県指定第1970700058)
- (2) 施設の目的 介護老人福祉施設は、介護保険法令に従い、入居者がその有する能力に応じ可能な限り自律した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、入居者に、日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等をご利用いただきながら、介護老人福祉施設入所者生活介護を提供します。  
この施設は、身体上又は精神上著しい障がいがあるため常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な方がご利用いただけます。
- (3) 施設の名称 介護老人福祉施設みのぶ荘（特別養護老人ホームみのぶ荘）
- (4) 施設の所在地 山梨県南巨摩郡身延町梅平2483番地122
- (5) 電話番号 0556-62-3131
- (6) 管理者氏名 佐野一雄
- (7) 当施設の運営方針  
みのぶ荘は、利用者の生命が安全に守られ、よりやすらかな安定した環境のもとで健全で豊かな生活が保障され、個人としての自由と集団、社会との関係が調整補償される中で、久遠の本仏積尊と日蓮聖人の衆生救済の慈念を体し、社会福祉について積極的熱意と能力を有する職員によって適切な支援が行われ、併せて地域の高齢者の福祉向上に役立つよう、次の基本方策をもって民主的に施設の運営を図ります。
  - 1 この世の浄土を施設内につくる  
利用者が健全な環境のもとで、人間性を尊重され、温かい愛情と平等の処遇の中で、自主性を損なうことなく、心豊かな明るく楽しい生活の場作りに努めます。
  - 2 科学的・専門的な施設運営を図る  
多様化、多面化する利用者個々のニーズに対応する科学的、専門的な施設運営を図るために必要な整備を進め、これを支える施設職員の研修を行い、教養を高め、支援技術の向上に努めます。
  - 3 施設の社会化をすすめる  
施設の専門的機能、設備、各種のサービスを在宅の生活に不自由さを抱える高齢者を対象に提供し、地域社会に諸行事を解放して、入居者はもとより施設職員の地域活動への参画と地域からの施設運営への参加をすすめ、地域社会との交流に努めます。

(8) 開設年月日 昭和56年4月8日

(9) 入居定員 30人

### 3. 居室等の概要

当施設では以下の設備をご用意しています。入居いただく居室は全室個室（トイレ、エアコン、洗面台完備）となっています。当施設の施設・設備等を利用される費用として居住費をご負担いただきます。

居室・設備の種類	室数	備考
個室（一人部屋）	30室	1ユニット10室（3ユニット）
合計	30室	
共同生活室	4箇所	食堂、居間、共用トイレ
浴室	5室	一般浴室（個別浴槽）各ユニットに1室 特殊浴室（特殊機械浴槽）1室

※上記は、介護保険法等で定める基準等により、介護老人福祉施設に必要とされる施設・設備です。特殊浴室（特殊機械浴槽）は、介護老人福祉施設及び通所介護、短期入所・介護予防短期入所生活介護事業所で共用しています。

☆居室の変更：ご利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況により居室を変更させていただく場合がありますが、その際はご利用者やご家族との協議の上で決定させていただきます。

### 4. 職員の配置状況

当施設では、ご利用者に対してサービスを提供する職員として、以下の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉 ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	現在の員数	指定基準
1. 施設長（管理者）	1	1
2. 介護職員	20,7	12
3. 生活相談員	2	1
4. 看護職員	3	1
5. 機能訓練指導員	1	1
6. 介護支援専門員	1	1
7. 管理栄養士	1,75	1
8. 調理員	5	-
9. 医師（非常勤）	1	1

※ 2、7については常勤換算（職員それぞれの週あたりの勤務時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（週40時間）で除した数）による員数です。

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制
1. 医師	毎週金曜日 14:30～16:30
2. 介護職員 （常勤）	早番 始業 6:00～7:30 終業 15:00～16:30
	日勤 始業 8:00～9:00 終業 17:00～18:00
	早番 始業 13:00～14:00 終業 22:00～23:00
	夜勤 22:00～7:00
（非常勤）	日勤 9:00～16:00 9:00～17:00
3. 看護職員	早番 7:50～17:00 8:00～17:00
	日勤 8:30～17:30
	遅番 9:45～18:45 9:30～18:30

## 5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご利用者に以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについては、

- |  |
|--|
| (1) ご利用料金の一部が介護保険から給付される場合<br>(2) ご利用料金の全額をご負担いただく場合 |
|--|

があります。

- (1) 介護保険の給付対象となるサービス（契約書第3条関係）  
以下のサービスについては、ご利用料金の一部が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

### ① 日常生活に係る支援

- ・ 日常の各場面における生活行為の遂行に必要な支援を適切に行なうとともに、その自律性の向上に資する方法を入居者と共有して活用できるような支援を行ないます。また、ご家族等や関係機関、ユニット内や地域社会における社会的関係性の継続を意識した支援を行ないます。行政手続等に困難が生じる場合は、これを代行します。

### ② 食事の支援

- ・ 当施設では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供するとともに、個々の希望や特性に応じ、「食事をゆっくり楽しむ」ための支援や環境整備、時間の調整等を行ないます。
- ・ 生活行為の自律性向上に向けた支援のために、離床して食堂でお召し上がりいただくことを原則としています。
- ・ 食材料費等および調理費につきましては、実費相当額を別途ご負担いただきます。

### ③ 療養食の提供

- ・ 医師の診断により、糖尿病食・腎臓病食等の特別な配慮が必要な食事の提供が必要と判断されたご利用者には、必要に応じて医師の食事箋に基づく「療養食」を提供いたします。
- ・ 上記の療養食の提供に当たっては、別途加算を算定させていただきます。

### ④ 入浴の支援

- ・ 個々のご利用者の暮らしに合わせ、必要に応じて入浴の支援を適切に行ないます。
- ・ 体調不良などのやむを得ない理由により入浴ができない場合は、清拭等の対応を行ないます。

### ⑤ 排泄の支援

- ・ ご利用者個々に合わせて排泄行為の自律性を可能な限り保つために必要な支援を適切に行ない、快適に生活することができるように支援します。
- ・ 排泄用品の費用は保険給付に含まれています。

### ⑥ 機能訓練

- ・ ご利用者の心身の状況等に応じ、日常生活や機能訓練、レクリエーション、行事の実施等の機会も活用しながら、日常生活を送るのに必要な機能を改善し、またはその減退を防止するための訓練を実施します。

### ⑦ その他の生活支援

- ・ 社会生活者としての役割の継続が可能となるようできる限り配慮します。
- ・ ご利用者個々の生活歴や個性等を尊重しながら社会的・文化的生活の構築を図ります。
- ・ 当該事業の利用が潤いのある人生の一部となるよう、ご利用者個々の趣味や嗜好に配慮した生活空間・時間の構築に配慮します。
- ・ 人生の終末を、連続した死生の一部として可能な限り穏やかに迎えていただくことができるよう、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」の内容に沿って看取りの支援の充実を図ります。

〈サービスの利用料金〉 契約書第9条参照

下記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払いください。（サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります。）

介護給付サービス基本単位（契約書第7条参照）

※1日当たりの金額（単位：円）

要介護度ごとのサービス利用料金		要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
		7,680	8,360	9,100	9,770	10,430
1割負担	介護保険から給付される金額	6,912	7,524	8,190	8,793	9,387
	サービス利用に係る自己負担額	768	836	910	977	1,043
2割負担	介護保険から給付される金額	6,144	6,688	7,280	7,816	8,344
	サービス利用に係る自己負担額	1,536	1,672	1,820	1,954	2,086
3割負担	介護保険から給付される金額	5,376	5,852	6,370	6,839	7,301
	サービス利用に係る自己負担額	2,304	2,508	2,730	2,931	3,129

※ 上記の自己負担額の外に、介護給付サービス加算（「介護給付サービス加算の項」）、食費（「食費の項」参照）及び居住費（「居住費の項」参照）をご負担いただきます。

介護給付サービス加算（契約書第9条参照）

（単位：円）

加算	料金			加算条件
	1割	2割	3割	
初期加算	1日			入所から30日以内の期間に算定。30日を超える医療機関への入院後、再入所した場合も同様に算定
	30	60	90	
日常生活継続支援加算（Ⅱ）	1日			厚生労働大臣が定める施設基準に適合している場合
	46	92	138	
栄養マネジメント強化加算	1日			・管理栄養士を必要人数配置し、低栄養リスクに対する計画に従って食事の調整を行った場合・計画の内容等を厚生労働省に提出し必要な情報を活用している場合
	11	22	33	
夜勤職員配置加算（Ⅱ）口	1日			基準を上回る夜勤職員の配置がされている場合
	18	36	54	
看護体制加算（Ⅰ）口	1日			厚生労働省が定める基準に適合して常勤看護師を1名以上配置している場合
	4	8	12	
療養食加算	1食			厚生労働大臣が定める療養食を提供した場合
	6	12	18	
口腔衛生管理加算（Ⅰ）	1月			歯科衛生士が月2回以上入居者に対し口腔ケアを実施した場合
	90	180	270	
口腔衛生管理加算（Ⅱ）	1月			上記（Ⅰ）を実施し、計画の内容等を厚生労働省に提出し必要な情報を活用している場合
	110	220	330	
経口維持加算（Ⅰ）	1月			摂食機能障害を有する入居者に経口維持計画を作成し、栄養管理を行った場合
	400	800	1,200	
自立支援促進加算	1月			医師による医学的評価を入居時に行い、自立支援計画を策定しケアを実施した場合。
	280	560	840	
科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	1月			・入居者の心身状況の基本状況を厚生労働省に提出し、必要な情報を活用していること。
	40	80	120	
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	1月			・上記に加えて、疾病や服薬状況を厚生労働省に提出し、必要な情報を活用していること。
	50	100	150	
安全対策体制加算	1回			入所時に1回のみ算定
	20	40	60	
外泊時費用	1日			1月に6日を限度として所定単位数に代えて算定
	246	492	738	
外泊時在宅サービス利用費用	1日			
	560	1,120	1,680	

看取り介護加算（Ⅰ）	1日			死亡日以前45日以上31日以下 死亡日以前4日以上30日以下 死亡日の前日及び前々日 死亡日
	72	144	216	
	144	288	432	
	680	1,360	2,040	
再入所時栄養連携加算	1回			施設入所時と大きく異なる栄養管理が必要となった場合に病院管理栄養士と連携して再入所後の栄養管理の調整を行った場合（厚生労働大臣の定める特別食を必要とするもの）
	200	400	600	
生活機能向上連携加算	1月			外部のリハビリ専門職等と共同で作成した個別機能訓練計画に基づいて機能訓練を行った場合
	200	400	600	
若年性認知症利用者受入加算	1日			厚生労働大臣が定める基準に適合して該当者にサービスを提供した場合
	120	240	360	
特別通院送迎加算	1月			透析を要する入所者であって、1月に12回以上の通院のための送迎を行った場合
	594	1,188	1,782	
退所時情報提供加算	1回			該当者に算定
	250	500	750	
退所時栄養情報連携加算	1回			該当者に算定
	70	140	210	
退所前連携加算	1回			該当者に算定
	500	1,000	1,500	
退所前訪問相談援助加算	1回			該当者に算定
	460	920	1,380	
退所時相談援助加算	1回			該当者に算定
	400	800	1,200	
退所後訪問相談援助加算	1回			該当者に算定
	460	920	1,380	
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	1月			厚生労働大臣が定める基準に適合している場合
	14,0%			
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	1月			厚生労働大臣が定める基準に適合している場合
	13,6%			
介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	1月			厚生労働大臣が定める基準に適合している場合
	11,3%			

☆ご利用料金の全額負担について

- ・保険料滞納などの場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。後日、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。
- ・償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ご負担額の変更について

- ・介護保険法の改定や負担割合の見直しなどにより、自己負担額が変更になる場合があります。
- ・その場合、変更された額に合わせ、ご利用者のご負担額を変更いたします。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第4条、第7条関係）

以下のサービスは、基本的に利用料金の全額がご利用者の負担となります。ただし、介護保険（食費・滞在費）の負担限度額認定を受けている方は、食費及び滞在費に関し、介護保険の給付による利用料の減額措置があります。

〈サービスの概要と利用料金〉

① 食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費）

- ・ご利用者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。実費相当額の範囲内にて負担いただきます。介護保険負担限度額認定証が発行されている場合は、下表のとおり当該認定証に記載された食費の金額（1日当たり）を上限としてご負担いただきます。
- ・介護保険負担限度額認定証が発行されていない方（第4段階の方）につきましては、1日当たり最大1,600円のご負担となります。

	通常 (第4段階)	介護保険負担限度額認定証に記載されている額			
		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
食事の提供に要する費用	1,600円	300円	390円	650円	1,360円

② 滞在に要する費用

- ・当施設及び設備を利用し滞在されるに当たって必要となる費用です。介護保険負担限度額認定証が発行されている場合は、下表のとおり当該認定証に記載された滞在費の金額（1日当たり）をご負担いただきます。
- ・介護保険負担限度額認定証が発行されていない方（第4段階の方）につきましては、1日当たり2,050円のご負担となります。

	通常 (第4段階)	介護保険負担限度額認定証に記載されている額			
		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
滞在に要する費用	2,100円	880円	880円	1,370円	1,370円

※ 上記の滞中に要する費用は、ユニット型個室に適用される金額です。

③ 貴重品の管理

ご入居者・ご家族の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は以下のとおりです。

- 管理する金銭の形態：金融機関に預け入れている預金
- お預かりするもの：上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、有価証券、年金証書
- 保管管理者：施設管理者
- 出納方法：取扱いの詳細は、別に定める「入居者預り金管理要項」によります。

④ 特別な食事の提供に要する費用

ご利用者のご希望に基づき、特別な食事（酒類を含みます）を提供した場合、要した費用の実費をご負担いただきます。

⑤ 理美容に係る費用

月に1回、理・美容師の出張による理美容サービスをご利用いただけます。  
カットのみの場合：1,980円（税込み）（1回当たり）

⑥ レクリエーション・クラブ活動などに係る費用

ご利用者のご希望により、レクリエーションやクラブ活動などへご参加いただくことが可能です。その際、要した費用の実費をご負担いただく場合があります。

⑦ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等、ご利用者の日常生活に要する費用でご利用者にご負担いただくことが適当であるものに係る費用については、その実費をご負担いただきます。

※ おむつ代は介護給付対象となっていますので、上記の諸費用実費には含まれません。

⑧ 電化製品の持ち込み

家電の持ち込みに関しては電気料金相当分をご負担いただきます。  
テレビ 20円/日 冷蔵庫 30円/日 湯沸かしポット 30円/日  
※上記以外の物についてはご相談ください。  
※極端に消費電力の大きな物はお断りさせていただきます。

☆上記の介護保険給付対象外サービスの費用のうち①、②、⑤、⑧について、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、原則として変更を行なう2か月前までにご説明いたします。

(3) 利用料金のお支払方法（契約書第9条関係）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1カ月ごとに計算してご請求いたしますので、翌月中に以下のいずれかの方法でお支払いください。

ア. 窓口での現金支払い

イ. 下記指定口座へのお振込

山梨中央銀行身延支店 特別養護老人ホームみのぶ荘 荘長 佐野一雄  
普通預金 No. 134770

ウ. 指定金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用いただける金融機関：山梨中央銀行



(4) 入居中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務付けるものでもありません。)

① 協力医療機関

医療機関の名称	所在地	診療科
公益財団法人身延山病院	身延町梅平	内科、外科、整形外科、眼科、神経内科、透析
特定医療法人南山会 峡西病院	南アルプス市下宮地	精神科

② 協力歯科医療機関

医療機関の名称	所在地
望月、山内、古屋、桐戸歯科医院	身延町、南部町内

6. 身体拘束等の禁止について

当施設では、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するために緊急やむを得ない場合(切迫性、非代替性、一時性)を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を行いません。万が一緊急やむを得なく身体拘束を行なう場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するとともに定期的にカンファレンスを開催し、身体拘束廃止に向けて取り組みます。

なお、特殊機械浴を使用して入浴される場合は、機器使用中の事故防止及び安全保護のため、ストレッチャー上では安全ベルトを着用させていただきます。

7. 高齢者虐待防止の推進について

当事業所では施設内に虐待防止・身体的拘束適正化検討委員会を設けて定期的に開催するとともに、定期的(年2回以上)に虐待防止のための研修を行なっています。介護職員その他の従業者に周知徹底を図り、虐待の発生、又は再発の防止に取り組みます。

8. 事故発生時の対応について

当事業所では施設内に事故防止対策検討委員会を設けて定期的に開催するとともに、定期的(年2回以上)に事故の発生防止のための研修を行なっていますが、不幸にもサービスの提供に伴う事故が発生した場合は、速やかにご家族に報告し適切な措置を講ずるとともに、保険者に発生状況等について報告します。また、事故防止対策検討委員会において発生状況等の分析に基づく対策の検討を実施し、結果を職員に周知します。

9. 第三者評価の実施状況

実施あり	実施日	令和6年3月22日
	評価機関名称	入居者家族
	結果の開示	あり

10. 施設を退去していただく場合(契約の終了について)

当施設との契約では、契約が終了する期日は特に定めていません。したがって、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、入居者に退去していただくこととなります。

(契約書第16条参照)

- |  |
|--|
| ① 要介護認定により入居者の心身の状況が自立または要支援1～要介護2と判定された場合<br>※ただし、平成27年3月31日以前に指定介護老人福祉施設みのお荘へ入居して、当施設へ転居された方はこの限りではない。 |
| ② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合  |
| ③ 施設の滅失や重大な毀損により、入居者に対するサービスの提供が不可能になった場合  |
| ④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合  |
| ⑤ 入居者から退去の申し出があった場合(詳細は以下をご参照ください)   |
| ⑥ 事業者から退去の申し出を行った場合(詳細は以下をご参照ください)   |

(1) 入居者（契約者）からの退去の申し出～中途解約・契約解除（契約書第17・18条）

契約の有効期間であっても、入居者から当施設からの退去を申し出ることができます。その場合には、退去を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には即時に契約を解約・解除し、施設を退去することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 施設の運営規程の変更に同意できない場合
- ③ 入居者が入院された場合
- ④ 事業所もしくはサービス従事者が正当な理由がなく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦ 他の利用者が入居者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申し出により退去していただく場合～契約解除（契約書第19条）

以下の事項に該当する場合は、当施設から退去していただく場合があります。

- ① 入居者又は契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 入居者又は契約者による、サービス利用料金の支払いが6か月遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ 入居者又は契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ 入居者が連続して8日以上病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合

※入居者が病院等に入院された場合（上記④）の対応について（契約書第21条）

当施設に入居中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下のとおりです。

①検査入院等、8日以内の短期入院の場合

8日以内入院された場合は、退院後再び施設に入居することができます。但し、入院期間中であっても、所定の利用料金（外泊時費用および居住費）をご負担いただきます。但し、8日以内の入院期間中に短期入所生活介護利用者が当該ベッドを空床利用した場合には、ご負担いただきません。

②8日以上3か月以内の入院の場合

8日以上入院された場合には、契約を解除することがあります。但し、契約を解除した場合であっても、3か月以内に退院されたときは、再び当施設に優先的に入居できるよう努めます。また当施設が満室の場合でも、短期入所生活介護（ショートステイ）を優先的に利用できるよう努めます。

③3か月以内の退院が見込まれない場合

3か月以内の退院が見込まれない場合、契約を解除することがあります。この場合には、当施設に再び優先的に入居することはできません。

(3) 円滑な退去のための援助（契約書第20条）

入居者が当施設を退去する場合、入居者の希望により、事業者は入居者の心身の状況、おかれていた環境等を勘案し、円滑な退去のために必要な以下の援助を入居者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所または介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者の紹介

(4) 身元引受人について

契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることはありません。但し、入居契約が終了した後、当施設に残された入居者の所持品（残置物）を入居者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。（契約書第23条参照）

当施設は、「残置物引受人」に連絡の上、残置物を引き取っていただきます。また、引き渡しにかかる費用については、入居者または契約者、もしくは残置物引取人にご負担いただきます。

※入居契約締結後に残置物引受人が定められない場合であっても、入居契約の締結は可能です。

1.1. 苦情の受付について（契約書第26条参照）

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情のご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

○ 苦情受付窓口（担当者）

生活相談員 山本 是 匡

○ 苦情解決責任者

管理者 佐野 一 雄

みのぶ荘

電話番号 0556-62-3131

FAX 0556-62-3132

※その他、「目安箱」を事務所カウンター上に設置しています。

○ 苦情解決のための第三者委員

当法人監事 石井 ユリ子 0556-62-0160

当法人評議員 鴨狩 智加子 0556-62-0890

(2) 行政等々の苦情受付窓口

身延町役場 介護保険担当	所在地	身延町切石117-1
	電話番号	0556-20-4611
	受付時間	9:00~17:00
山梨県国民健康保険 団体連合会	所在地	甲府市蓬沢1-15-35
	電話・FAX	055-223-9201
	受付時間	毎週水曜日 9:00~16:00
その他、お住まいの市町村役場介護保険担当		

令和 年 月 日

介護老人福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

介護老人福祉施設みのぶ荘

説明者職氏名 生活相談員 氏 名 ㊟

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、同意し、交付を受けました。

利用者住所

氏 名 ㊟

署名代行者氏名 ㊟

※この重要事項説明書は、厚生省令第39号（平成11年3月31日）第4条の規定に基づき、利用申し込み者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。